## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	水大気環境課	整理番号	3-8
処分の種類	設置者であった者に対する地下水の水質浄化措置命令				
根拠法令条例 等·条項	水質汚濁防止法第14条の3第2項				
処分の概要	特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の 地下への浸透により現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあったと認め るときは、地下水質の浄化のための措置を当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業 場であった設置者に対し命ずることができる。				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)  【参考】 ・水質汚滅防止法 第14条の3 都追府県知事は、特定事業場又は有害物質的威指定施設を設置する工場若しくは事業場(以下この条及び第22条第1項において1有害物質的関係指定事業場)という。)において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が使いた。又は生ずるおされがあると認めるときは、環境各令で定めるとつことは、以の経療に係る被害があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおされがあると認めるときは、環境各令で定めるとつことはより、現があるでいる必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質的開産指定事業場の設置者では終、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための指置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者と関なる場合は、この限りでない。 2 前項本文に規定する場合において、新途時段和車は、同項の浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者に対しても、回項の浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者保持の第1項の浸透があった時において当該特定事業場の設置者のありた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。 ・水質汚滅防止法施行規則 第9条の3 法第14条の3第1項又は第2項の命令は、地下水の水質の汚滅の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があった特定事業場又は有害物質所能指定事業場の設置者であった者を必ず、対したからの指置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとす。 2 法第14条の3第1項の必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。 2 法第14条の3第1項の必要と数度度は、地下水に含まれる看害物質の量について別表第二の人間に掲げる有害物質の種類でとに同表の下側に掲げる基準値(以下消化基準)としいう。) を超えないとととする、大に、同項又は信義を弱るの地合くは下がの対策である場合に係る地下水の対策に自称する関係に係り持定事業場又は有害物質の最初に係る機定の表が過じた。 一人の飲用に使けるものを除く。) 井戸のストレーナー、揚水機の取水口で他の地下水の取水口 ルの歌水口・水道法、個和39年法律を設定者が定めまりまでは、地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標(以下単に「削減を持っ水の水質、水の液質、水の液質、水の液質、水の液質、水の液質、水の液質、水で液の液質、水の液で、水の液質、水で液の洗剤で、水の液質、水で液の洗剤の原因となると認められる程度に応じて定められる一部が成りが表が、の水で、水で液が、水で液が、水で液が、水で液が、水で液が、水で液が、水で液が、水で				
基準の制定根拠	-				